

第 3 回日本伐木チャンピオンシップ（第 3 回 JLC）
大会規程

本規程は、第 3 回 JLC を開催するにあたり、必要な事項を定めたものであり、本規程に基づき第 3 回 JLC を開催・運営する。

また、第 3 回 JLC は、林業技術及び安全作業意識の向上、林業の社会的地位向上、林業関係者・NPO 等の森づくりへの積極的な参加、新規林業就業者数の拡大等を目的とし、2018 年夏にノルウェーで開催される第 33 回世界伐木チャンピオンシップ（以下、WLC）に出場する日本代表選手を選出するため、全国から広く参加選手を募り、WLC のルールに準じ、技術を競う大会である。

（大会方式）

- 第 1 条 第 3 回 JLC は、予選会と決勝大会を行う。ただし、参加登録選手（以下、選手という）が少数の場合（プロフェッショナルクラスとジュニアクラスの応募が併せて 18 名以下の場合）は、予選会を行わず、選手全員が決勝大会に出場する。予選会開催の有無や競技種目の詳細等については、選手募集締め切り後、JLC 事務局より選手に対し、その旨を通知する。
- 2 予選会・決勝大会ともプロフェッショナルクラスとジュニアクラスの 2 クラス設ける。尚、各クラスとも男女の区別はしない。
 - 3 ジュニアクラスは、2018 年 12 月 31 日の時点で 24 歳未満の者を対象とする。
 - 4 決勝大会に進むことができる各クラスの人数は、プロフェッショナルクラス 15 名まで、ジュニアクラス 3 名までとする。
 - 5 決勝大会のプロフェッショナルクラス種目別得点上位 1 名、プロフェッショナルクラス総合得点上位 3 名、ジュニアクラス総合得点上位 1 名を表彰する。
 - 6 決勝大会において、各クラス別に 5 種目の総合得点が高い順にプロフェッショナルクラス 3 名、ジュニアクラス 1 名を日本代表として選出する。
 - 7 但し、日本代表として第 33 回 WLC に出場するためには、総合得点で 1,000 点以上獲得しなければならない。

（競技）

- 第 2 条 競技は、世界伐木チャンピオンシップ協議会（以下、ialc という）が定めるルールに準じて作成した「JLC 競技規則」に基づき行う。
- 2 競技種目は、伐倒、ソーチェン着脱、丸太合せ輪切り、接地丸太輪切り、枝払いの 5 種目とする。但し、予選会の伐倒競技は、簡易方式で実施する（各競技の詳細は、「JLC 競技規則」参照）。また、予選会の参加人数が多い場合は、予選会の競技種目を減らす可能性がある。
 - 3 予選大会において、悪天候等により全ての競技が行えなかった場合は、全ての選手が競技を終えた種目の合計点数により順位を決定する。但し、全ての選手が競技を終えた種目が 3 種目未満の場合は、予選大会の開催期間を延長し、残りの種目を実施する。
 - 4 決勝大会において、悪天候等により全ての競技が行えなかった場合は、全ての選手が競技を終えた種目の合計点数により順位を決定する。但し、全ての選手が競技を終えた種目が 3 種目未満の場合は、決勝大会の開催期間を延長し、残りの種目を実施する。
 - 5 決勝大会の競技順は、抽選により決定する。なお、決勝大会の枝払い競技については、他の 4 種目の合計得点が低い選手から行う。但し、予選会については、この限り

ではない。

6 選手は、競技で使用する競技用丸太を選択できない。

7 選手による競技中の審判員への抗議は認めない。

(選手登録)

第3条 大会参加希望者は、JLC事務局が定める選手登録要領・申請書に基づき登録申請を行う。

2 選手登録は個人単位とするが、申請には勤務先等の推薦を必須とする。

3 選手登録は、「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育」の修了証を持っていることを必須とする。

4 選手登録の申請内容に虚偽があった場合は失格とする。大会後に虚偽の報告が明らかになった場合、失格となった選手以降の順位が繰り上げとなる。

5 選手登録後、その競技参加資格を他人に移譲することはできない。

6 決勝大会で上位入賞し、日本代表選手に選出された際、第33回WLCに出場することができない者(する意思がない者)は、選手登録(大会参加)できない。

(登録費用)

第4条 登録費用は、50,000円(税別)とする。

2 地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病等による中止、国や地方自治体からの中止要請による中止、過剰重複入金、キャンセルによる場合は、登録費の返金はしない。

3 予選会・決勝大会に係る旅費・宿泊費等は、自己負担とする。

4 WLC出場選手の渡航費は、原則自己負担とする。

(装備品)

第5条 日本国内の法規制を満たさないチェーンソーを使っての大会出場は認められない。

2 競技中は、ヘルメット、イヤマフ、フェイスガード、手袋、視認性の高い長袖ジャケット、チェーンソー用防護ズボン、チェーンソー用防護靴、救急用品を身に付けなければならない。但し、ソーチェン着脱競技については、この限りではない。

3 競技中の装備は、選手が各自で準備する。

4 暴力的な行動などにより、審判員が競技続行不可能と判断した場合は、その競技者に競技中止の勧告をする。

5 主催者は選手の傷病や紛失その他の事故に関し、応急処置を除いて一切の責任を負わない。

6 選手登録申請時に申告し、JLC事務局に認められた安全装備以外での競技参加は認められない。

7 安全装備の変更をする際は、大会開催日の1週間前までにJLC事務局に報告し、再度許可を得なければならない。

(その他)

第6条 大会出場の映像、写真、記事、記録等のテレビ、新聞、雑誌、ウェブサイトなどへの掲載権はJLC事務局に属する。

2 本規程に定めのない事項が発生した場合は、JLC事務局で都度協議のうえ決定する。

以上

本規程は、平成29年8月10日より適用する。